

議案第 5 号

高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 概要

高根沢町ちよっ蔵広場の施設を追加するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

高根沢町ちよっ蔵広場の施設に「宝積寺駅東多目的広場」を追加し、供用時間を終日とします。

（第3条第10号及び第5条第2項）

3 施行日

公布の日

宝積寺駅東多目的広場位置図



高根沢町条例第 号

高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例（平成19年高根沢町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（施設） 第 3 条 <u>（10） 宝積寺駅東多目的広場</u> （休館日及び利用時間） 第 5 条 2 第 3 条第 1 号から第 4 号までの施設の開館時間は、午前 9 時から午後10時までとし、同条第 5 号から<u>第10号</u>までの施設の供用時間は、終日とする。	（施設） 第 3 条 （休館日及び利用時間） 第 5 条 2 第 3 条第 1 号から第 4 号までの施設の開館時間は、午前 9 時から午後10時までとし、同条第 5 号から<u>第 9 号</u>までの施設の供用時間は、終日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。